

これからも増えるのか、世田谷区の人口より少ない政令指定都市？



大都市の証でもある政令指定都市、そのブランド力が次第に低下している。政令指定都市になるための要件が緩和されたことが大きな理由である。

政令指定都市の制度は、一九五六（昭和三十一年）九月に、地方自治法が改正されて定められたもので、最初に大阪、名古屋、京都、横浜、神戸の五都市が指定され、東京特別区を加えて六大都市と呼ばれていた。地方自治法には「政令で指定する人口五十万人以上の市」と規定されているが、実際には百万人規模の市でなければ政令指定都市にならないというのが実情であった。一九六三（昭和三十八）年には北九州工業地帯を形成していた小倉、八幡、門司、若松、戸畑の五市が合併して、九州で初めての

政令指定都市が誕生。一九七二（昭和四十七）年には急成長した札幌、川崎、福岡の三市が政令指定都市に昇格した。この中で最も少なかった福岡市の人口が八十万人台であったことから、「近い将来、人口百万人を超える見込みがある八十万人以上の市」が政令指定都市になるための規準とされた。むろん、一定水準の都市機能や行財政能力も備えていなければならず、政令指定都市になるためには、依然高いハードルを越える必要があった。

ところが平成の大合併で、政令指定都市の要件が大幅に緩和されたことにより様相が一変した。一定の期間内に合併を成り立たせれば、近い将来たとえ百万人を超える見込みがなくても、七十万人規模の人口で政令指定都市への昇格を認めるというものである。この優遇策の適用を最初に受けたのが静岡市で、二〇〇三（平成十五）年に清水市と合併して七十万人を突破、〇五年四月に全国で十四番目となる政令指定都市の座を手に入れた。二〇〇六（平成十八）年には堺市が、翌〇七年には新潟市と浜松市が、そして今年の四月には岡山市が政令指定都市の仲間入りを果たしている。来年春には相模原市が、二〇一二年には熊本市が政令指定都市への移行を目指しており、さらなる増加が予想されている。

東京二十三区の一つ、世田谷区の人口は八十六・三万人（二〇〇九年四月一日現在）。新潟、静岡、浜松、堺、岡山の五市は政令指定都市でありながら、世田谷区より人口が少ないのだ。もし、「人口七十万人以上」だけが政令指定都市の要件になったとすると、全国にはまだまだ政令指定都市の予備軍が潜んでいることになる。そこで、全国には合併すれば七十万人以上の市になることが可能な都市がどれだけ眠っているのかを調べてみた。ただ、無制限に合併できれば、人口が七十万人に満たない鳥取県を除いたすべての都道府県で政令指定都市の成立が可能になるため、一応、東京二十三区（六百十六・七km²）の面積を上回らないことを条件とし、飛び地合併は認めないこととした。

それでも、首都圏では埼玉県に六市、神奈川県は四市、千葉県は四市、東京都は五市、関西圏に目を移せば、大阪府で六市、兵庫県に三市、奈良県に一市、中京圏では愛知県で五市、岐阜県に一市、それに九州の福岡県で二市の、合計三十七の政令指定都市を誕生させることが可能で、既に存在している政令指定都市と近年中に指定されることが見込まれている相模原市と熊本市を合わせると合計五十七市にもなる。それ以外の地域では、人口が増加しない限り、合併だけでは政令指定都市を成立させることは不可能である。こんなところからも、大都市圏と地方との人口格差の大きさを実感することができる。だが、果たして政令指定都市を増産させることが行政上好ましいことなのかどうかは意見の分かれるところだろう。